

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

令和 7 年 3 月 18 日

直方市長 大 塚 進 弘

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	2,670	高級船員	3,440
普通作業員	2,310	普通船員	2,680
軽作業員	1,610	潜水士	4,500
造園工	2,420	潜水連絡員	2,840
法面工	2,990	潜水送気員	2,930
とび工	2,850	軌道工	3,530
石工	3,160	型わく工	2,720
ブロック工	2,760	大工	2,830
電工	2,650	左官	2,810
鉄筋工	2,760	配管工	2,460
鉄骨工	2,520	はつり工	2,920
塗装工	2,830	防水工	2,840
溶接工	2,960	板金工	2,800
運転手（特殊）	2,590	タイル工	3,070
運転手（一般）	2,350	サッシ工	3,580
潜かん工	3,870	内装工	2,990
潜かん世話役	4,790	ガラス工	2,910
さく岩工	3,740	建具工	2,510
トンネル特殊工	4,460	ダクト工	2,470
トンネル作業員	3,000	保温工	2,580
トンネル世話役	4,670	建築ブロック工	2,580
橋りょう特殊工	3,330	設備機械工	2,810
橋りょう塗装工	3,390	交通誘導警備員 A	1,660
橋りょう世話役	3,990	交通誘導警備員 B	1,490
土木一般世話役	3,010	—	—

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	1,156
---------	-------